

# まんまるよやくシステムがリニューアルされます

インターネット等のメディアを通して利用申込ができる埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム「まんまるよやく」が、平成22年1月28日(木)からリニューアルされます。

## アドレス (URL) が変わります

リニューアルされた「まんまるよやく」のアドレスは「<https://manmaruyoyaku2.jp>」に変更され、利用者により分かりやすい画面になります。

## 電話番号・FAX番号は変更しません

音声応答での予約申込み、FAXでの抽選結果の確認等をするための電話番号に変更はありません。引き続き、「048-920-0489」の電話番号をご利用できます。

## 既に利用者登録している方の手続きは不要です

既に利用者登録されている情報や予約情報は、リニューアルされたシステムに引き継がれます。現在お使いいただいている利用者番号、暗証番号で、リニューアルされた「まんまるよやく」をご利用できます。

## 抽選申込や空き申込の日程

抽選申込の期間や空き申込ができる初日など、申込期間の変更はありません。

- 抽選申込期間／毎月1日～10日まで
- 抽選日／毎月11日
- 抽選結果確認期間／毎月12日～18日まで
- 空き申込期間／毎月19日以降

## システムが停止します

新システム移行に伴い、平成22年1月25日から27日までインターネット・携帯電話・電話音声・FAXの全サービスがご利用できません。この期間に施設予約されたい場合は、直接各施設へお問い合わせください。

## 団体登録の方法が変更されます

団体登録について、各市町で利用者登録をする必要があったものが、1枚の団体登録カードで複数の自治体に登録することができます。

## 有効期限が設定されます

利用者登録に有効期限を設定します。有効期間は2年間で、2年を経過して引き続き「まんまるよやく」を利用される場合は、利用者登録申請をした市町の施設で更新の手続きを行ってください。また、既に利用者登録されている方も、有効期限が設定されます。

## 限定施設の対象が増えます

今までの限定施設に加え、体育施設が限定施設となります。限定施設を利用したい方は、利用者登録とは別に申請が必要となります。なお、限定施設も利用者登録の更新と同時期に、再申請が必要となります。

## 税務課のお知らせ

問合せ／資産税担当 ☎991-1831

# 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象になります。法人事業者や個人事業者で償却資産を所有され前年申告されている方は、平成22年1月1日現在の資産状況を平成22年2月1日(月)までに申告してください。(申告用紙は、本年12月中に送付します。)  
申告書が送付されないなど、ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

- 受付期間／平成22年1月4日(月)～2月1日(月)  
(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)
- 受付場所／税務課

償却資産とは…会社や個人が事業のために所有している構造物、機械、器具、備品など。(土地・家屋以外の事業に使うことができる資産で、その減価償却費が法人税または所得税の所得の計算上、必要な経費に算入されるもの)但し、無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、特許権など)や自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除かれます。